

# 令和8年度住宅等鳥獣被害対策事業のご案内

町では、原子力災害による避難中に増加したイノシシ等の有害鳥獣から住宅等の被害防止を図るために行う住宅等の鳥獣被害対策に要する経費に対し補助金を交付します。

## 対象となる方

町内に「家屋」又は「家屋のある土地」を所有している方

## 対象費用

「家屋」又は「家屋のある土地」の鳥獣被害の防止を図るために行う事業で、平成25年4月1日以降に実施し、令和9年3月16日（火）までに完了する次の費用 ※農地や家庭菜園のみの対策は対象外です。

- ・被害防止のために新たに購入した資材（※）の購入費  
※ワイヤーメッシュ、電気柵、コンパネ、アニマルネット、トタン、金網、忌避剤等の消耗品など
- ・資材を設置するために業者に支払った経費
- ・住宅内に生息する有害鳥獣等の駆除（※）のために業者に支払った経費  
※ 有害鳥獣の駆除（捕獲）には、町の許可が必要な場合がありますので、まずは役場にご相談ください。

## 補助金額

最大10万円（千円未満切捨て） ※上限に達するまで、複数回の申請が可能です。

## 受付期間

令和9年3月16日（火）まで

※予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

## 申請方法及び必要書類

窓口又は郵送

必要書類はチェックリストをご覧ください

## 問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7-2

電話 0240(34)0232